

受理年月日
4.2.15

付託	番号	委員会名	分割	番号	委員会名
(有)	(請願)・陳情 第 / 号	文教問題	有 無		
無	第 号		決定日 (理由)	令和 年 月 日 基準第 号	

件 名

PTA との業務委託契約に関わるガイドライン策定に関する請願

紹介議員	石川 すみえ	

提出者  
(代表者)

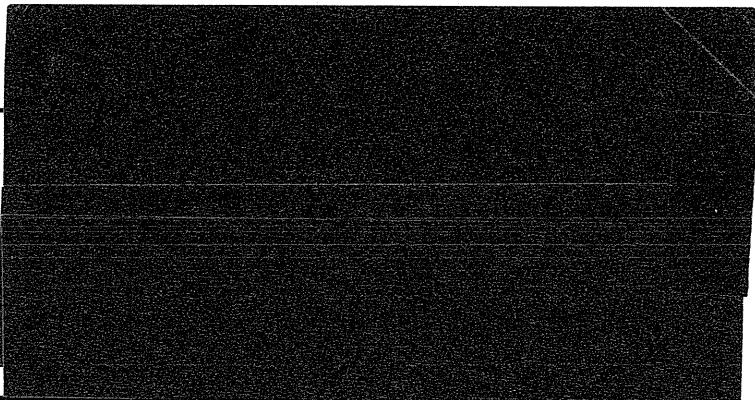
住 所

\_\_\_\_\_

[団体名]

ふりがな

氏 名



【区議会事務局処理欄】



外〇名  
署名〇名

令和4年2月1日

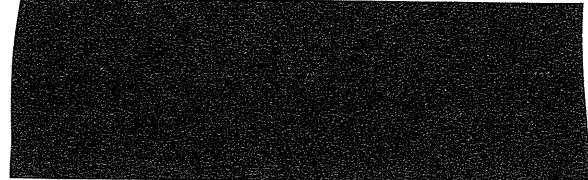
板橋区議会議長

坂本 あずまお 様

請願者

住所

氏名



件名

PTAとの業務委託契約に関するガイドライン策定に関する請願

請願趣旨

区立学校が PTA から業務（会費の徴収等）を受託し校務とする場合、受託可能な基準として、以下の要件を達成することを目的としたガイドラインの策定と、各校長への通達を板橋区教育委員会へ求める。

① 任意加入団体であることの確認

委託者である PTA について、入退会に関する手続きが整備されていることを確認する。

例えば入退会届の有無や PTA による説明会での任意加入の説明、校長による入学時の説明等を判断基準として検討する。

② 業務委託契約の締結

PTA の業務（会費の徴収等）を学校が受託し校務とする場合、業務委託契約（準委任契約）を書面で取り交わす等、契約内容を明確化する。

③ 個人情報取扱い規定の明示

学校で取り扱う個人情報について、板橋区個人情報保護条例に基づいた規定（個人情報保護管理責任者の明記や取り扱う個人情報の範囲、管理方針等の記載）を策定し、個人情報保護に努める。

また PTA から業務を受託する場合は、業務委託契約の締結を基本とし、個人情報の取り扱いについても明記することが望ましい。

④ PTA 会費徴収についての同意

PTA に代わり学校が校務として PTA 会費を徴収する場合、学校が PTA 会員（保護者・教員）からの同意を得ること。同意の方法は書面によるものが望ましい。

## ⑤ 守秘義務の遵守

PTA へ個人情報を無断で提供しないこと。地方公務員法 第 34 条（守秘義務）を遵守すること。

## ⑥ 個人情報の目的外利用と第三者提供ルールの厳格化

学校が取得した個人情報を本来の目的外で使用する、または第三者へ提供（再委託等）する場合は、法令や板橋区の条例に基づいた手続きで行われること。

## 根拠や理由

### ① 任意加入団体であることの確認

PTA が任意加入団体であることの説明や、加入意思の確認が適切に行われず PTA 会費の徴収等を行った場合、『消費者契約法 第 3 条、第 10 条』の法令違反となる可能性があり、受託者である学校は、無意識の内にそれに加担をすることとなる。これを未然に防ぐ為、校長は該当 PTA の加入が任意であることの確認を行い、その為の方法や判断基準を、板橋区教育委員会により明確化及び標準化することが望ましい。

板橋区立の小学校 PTA では会員の募集に当たり、任意加入団体であることの説明が無く、加入届による加入意思の確認が無く、全児童保護者を会員とみなす方法で当該会員の募集を行い、口頭及び書面での非会員や退会に関する説明を行わない事例があった。

### ② 業務委託契約の締結

板橋区の小学校では同校 PTA より PTA 会費の徴収業務を受託し校務と定めているが、学校と PTA との間に業務委託契約書（書面での業務委託契約の取り交わし）が存在しない。これについては譲成契約の為、口頭での準委任契約が成立するとされるものの、校長、PTA 会長双方に委託範囲（契約の主体や期間、責任分界点等）の確認を行ったところ、まったく契約内容を回答出来ない状況であった。これについて板橋区教育委員会事務局地域教育力推進課課長より、「書面での業務委託契約（業務委託契約書の作成）が望ましい」との回答を得ている。また社会通念上、金銭や口座管理に関わる業務委託について、契約書が不在というのは非常識である為、業務委託契約書の作成について、明文化することが望ましい。

### ③ 個人情報取扱い規定の明示

学校が PTA から業務を受託するに当たり、個人情報の取り扱いが発生し得る場合、業務委託契約書内に個人情報取扱いに関する規定を明記するか、別途、個人情報の取扱いに関する文書を取り交わすことが望ましい。これについても社会通念上、常識的な内容であると捉える。

板橋区立の小学校では業務委託契約書自体が存在しない為、個人情報の取り扱いに関する取り交わしが同校 PTA との間に成されていない事例があった。

### ④ PTA 会費徴収についての同意

本来 PTA が行う会費の徴収業務を、PTA とは別組織である学校が受託し行う場合、業務委託についての同意を PTA 会員（保護者・教員）から得る必要がある。金銭に関わる業務の為、書面で

の意思確認が望ましい。

板橋区立の小学校では、給食費の引き落としについては署名捺印による保護者からの同意を得ていても関わらず、PTA会費については徴収について一方的に通知をするのみで、会費引き落としに関する同意（意思確認）を行っていない事例があった。

#### ⑤ 守秘義務の遵守

板橋区立の小学校で、学校名簿（個人情報）を児童保護者の同意が無いまま、無断で同校PTAへ提供する行為があった。

また、板橋区立小学校数校の校長に対して、『個人情報保護管理責任者は誰か』、『学内に個人情報保護に関する規定はあるか』という質問を行った結果、自身が個人情報保護管理責任者であることを認識している校長はいなかった。

板橋区教育委員会では、個人情報の取扱いに関する教育を各学校長に対して定期的に実施をされているようだが、上記より、その効果や点検が不十分であり、内容や方法が形骸化している可能性が懸念される。

大分県や香川県では学生名簿の無断提供により、校長が守秘義務違反で刑事告発される事態にまで発展しており、学校における個人情報取扱いに関するガイドラインの策定が急がれる。

#### ⑥ 個人情報の目的外利用と第三者提供ルールの厳格化

個人情報の目的外利用や再委託等による第三者提供を行う場合、法令、条例に基づいて実施されるべきであることは明白で、疑う余地がない。

上記に示すよう、PTAから学校が業務を受託し校務とするには、個人情報の取り扱いや業務委託契約に関する整備が不十分である。またこれら内容については、法令や条例に関わる事態であり、これを各学校個別の問題と捉えるには、区政として無責任である。

国内にはPマークやISMS等の基準も存在しており、これらを土台とし、法令、条例に基づいたガイドラインの策定と各校校長への通達を、板橋区教育委員会に求める。

以上